

安心すまいる助成事業対象工事一覧表(例示)

No	改修工事内容	一戸建ての専用住宅及び ※併用住宅	
1	増築(既存の住宅部分の存しない個所に、住宅部分の床面積を増加する工事又は住宅部分以外の部分を住宅部分に変更し、住宅部分の床面積を増加する工事)	○	建築確認申請が必要となる場合があります。 別棟での増築は対象外
2	改築(既存の住宅部分の一部を取り壊し、当該住宅部分が存した場所に住宅部分を改めて建築する工事)	○	建築確認申請が必要となる場合があります。
3	修繕及び模様替え		
3-1	基礎、土台、柱及び梁の修繕工事及び構造補強工事	○	
3-2	耐震改修工事	×	住宅耐震化等助成事業
3-3	断熱、気密、遮音(グラスウール等)工事	○	
3-4	外壁の修繕工事(張替等)、塗装、コーキング等	○	
3-5	屋根の修繕工事(張替等)、塗装、雪止め設置等	○	
3-6	玄関ドア、窓サッシの取替	○	
3-7	窓ガラスの交換、網戸の交換	○	
3-8	玄関フード、サンルーム設置	○	建築確認申請が必要となる場合があります。
3-9	内部ドア、ふすま、障子等建具の取替	○	
3-10	間取り変更等に伴う壁等の造作	○	
3-11	カウンター、棚、収納等の造作	○	
3-12	床、壁、天井の仕上げ材の張替及び塗装(フローリング、タイル、ビニル床シート、カーペット、畳、ビニルクロス等)	○	
3-13	スロープ又は手摺りの設置その他バリアフリー化に資する工事	○	
3-14	ホームエレベーター、移動補助機器等の設置工事	○	
3-15	上下水道配管改修工事(給湯用配管及び水栓含む)	○	
3-16	給湯ボイラー、電気温水器の設置工事	○	
3-17	ガス給湯設備設置、ガス給湯設備に関する配管工事	○	
3-18	浴室ユニットバスの設置工事	○	
3-19	洗面台の設置工事	○	
3-20	台所システムキッチンの設置工事	○	
3-21	トイレの設置工事	○	
3-22	スイッチ、コンセントの設置等電気工事	○	内部改修工事(壁・床・天井等の改修)を伴う場合に限る
3-23	暖房設備の設置工事(蓄熱暖房機、循環暖房機等)	○	
3-24	FFストーブの設置工事	○	
3-25	エアコンの設置工事	○	
3-26	24時間換気システムに関する設備機器の設置工事	○	
3-27	照明器具の設置	×	
3-28	家電製品(テレビ、電話機、冷蔵庫、ガスコンロ等)	×	
3-29	家具類、カーテン、置敷きカーペット等の物品	×	

No	改修工事内容	一戸建ての専用住宅及び ※併用住宅	
3-30	省エネ設備の設置工事(高効率給湯器エコキュート等、燃料電池エネファーム、地中熱ヒートポンプ冷暖房システム、住宅用蓄電池等)	○	
3-31	住宅用太陽光発電装置の設置工事	○	
3-32	火災報知機の設置	×	
3-33	防犯装置の設置(防犯カメラ等)	×	
3-34	テレビドアホンの設置	×	
3-35	テレビアンテナ、BSアンテナの設置	×	
3-36	車庫、カーポート、物置等の設置工事	×	
3-37	外構工事(舗装、門、塀、庭、植栽等)	×	
3-38	ウッドデッキ、バーゴラ	×	
3-39	屋外ロードヒーティング、融雪設備等	×	
3-40	改修工事に附帯して必要となる費用(足場等仮設費、産廃処分費等)	○	

※1 併用住宅は、居住の用に供する部分の改修工事のみ対象となります。

※2 新十津川町居宅介護住宅改修奨励事業での奨励金を受ける場合は、その住宅改修工事費は対象外となります。

※3 介護保険法に基づく住宅改修費の支給を受ける場合は、その住宅改修工事費は対象外となります。

※4 障害者自立支援法に基づく日常生活用具給付等事業(住宅改修)による給付を受ける場合は、その住宅改修工事費は対象外となります。

※5 災害を受けた住宅の改修工事は対象外となります。

※6 交付認定年度内に完了する工事で、当該年度内に交付申請をする改修工事が対象です。